

## (IC10) 国際貢献賞選考委員会規則

平成5年9月24日	制 定	平成21年9月11日	一部改正
平成7年8月23日	一部改正	平成22年9月17日	〃
平成8年3月27日	〃	平成23年11月18日	〃
平成12年8月10日	〃	平成24年5月11日	〃
平成13年8月29日	〃	平成25年9月20日	〃
平成14年2月14日	〃	平成28年5月13日	〃
平成14年8月27日	〃	2020年9月18日	〃
平成18年4月21日	〃	2021年9月17日	〃
平成19年9月7日	〃	2022年9月9日	〃
平成20年9月5日	〃		
平成21年4月22日	〃		

### (目的)

**第1条** この規則は、土木学会表彰規程第14条第1項(7)に規定する国際貢献賞選考委員会（以下「選考委員会」という）の円滑な運営を行うことを目的とする。

### (活動)

**第2条** 選考委員会は、表彰委員会の諮問に基づき、国際貢献賞および国際活動奨励賞候補の選考を行い、表彰委員会に上申する。

### (構成)

**第3条** 選考委員会は委員長1名、副委員長1名を含み、委員15名以内、および幹事若干名で構成する。

2 役職者の業務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は選考委員会を代表し、委員会業務を総括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたるときは、委員長の職務を代行する。
- (3) 幹事長は幹事会を代表し、幹事会業務を総括する。

### (委員長・委員等の選出方法と任期)

**第4条** 委員長、副委員長は、選考委員会において委員の互選により選出する。

- 2 委員は中立公正な立場で選考に当たるもので、学識と経験に富む視野の広い者でなければならない。新たな委員の選出は委員長が推薦し、会長が委嘱する。
- 3 幹事は、委員長の指名により選任する。
- 4 委員長、副委員長の任期は2年とする。任期終了後の新委員長が決定されるまでの間は、前任の委員長が委員長の職務を継続して実施する。
- 5 委員および幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (賞の内容)

**第5条** 国際貢献賞は、土木学会表彰規程第12条に記されたもので、日本と海外との間の交流・協力を通じて、日本を含む国際社会における土木工学の進歩発展あるいは社会資本整備に貢献し、その活動が高く評価された者を対象とする。（全ての国の国籍保持者が対象）

- 2 国際活動奨励賞は、土木学会表彰規程第12条に記されたもので、日本と海外との間の交流・協力を通じて、日本を含む国際社会における土木工学の進歩発展あるいは社会資本整備に貢献し、今後もその貢献が大きく期待される者（全ての国の国籍保持者が対象）で、受賞

年の4月1日現在で概ね満50歳以下である者が選考対象となりえる。

(選考対象者)

第6条 選考対象者は、本会会員の資格の有無を問わないものとする。

(応募の方法)

第7条 選考委員会は国際貢献賞および国際活動奨励賞選考対象者の募集についての必要事項を表彰委員会に提出する。

2 選考対象者の募集については、10月号の土木学会誌に発表し、推薦による公募とする。

(推薦)

第8条 推薦者は、名誉会員、フェロー会員、法人会員、特別会員および海外分会、並びに選考委員会が認める土木事業に関連する官・学・協会・法人および海外協力協定学協会（以下「関係機関」という。）とする。自薦も認め、自薦者の本会会員資格の有無は問わない。

2 選考委員会は関係機関に推薦を依頼するものとする。

(選考)

第9条 選考委員会は推薦されたものについて選考する。なお、委員又は幹事が推薦者又は選考対象者となった場合、当該委員又は幹事は、選考に関与しないものとする。

2 表彰委員会に上申する国際貢献賞の受賞候補は、原則として5名とする。

ただし、適格者がいないときはこの限りではない。

3 本賞の選考の過程は、公表しない。

(表彰の方法)

第10条 表彰は、毎年定時総会において「国際貢献賞」および「国際活動奨励賞」受賞者に賞状と賞牌を授与して行なう。

(運営)

第11条 選考委員会は委員長が招集して開催する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴収し、選考委員会の開催に代えることができる。

2 幹事は選考委員会の運営事務を処理する。幹事は決定権をもたない。

(表彰委員会への上申等)

第12条 委員長は表彰委員会に、受賞候補の選考結果、選考理由を上申する。

2 規則の変更は、理事会の審議に先立って表彰委員会に諮る。

(事務局)

第13条 選考委員会の担当事務局は、総務課とする。

(規則の変更)

第14条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（平成5年9月24日 理事会議決） この内規は、平成5年9月24日から施行する。

附則 この変更内規は、平成7年8月23日から施行する。

附則 この変更内規は、平成8年3月27日から施行する。

附則 この変更内規は、平成12年8月10日から施行する。

附則 この変更内規は、平成13年8月29日から施行する。

附則 この変更内規は、平成14年2月14日から施行する。

附則 この変更内規は、平成14年8月27日から施行する。

附則（平成18年4月21日 理事会議決） この変更内規は、平成18年4月21日から施行する。

附則（平成19年9月7日 理事会議決） この変更内規は、平成19年9月7日から施行する。

附則（平成20年9月5日 理事会議決） この変更内規は、平成20年9月5日から施行する。

- 附則（平成 21 年 4 月 22 日 理事会議決） この変更内規は、平成 21 年 4 月 22 日から施行する。
- 附則（平成 21 年 9 月 11 日 理事会議決） この変更内規は、平成 21 年 9 月 11 日から施行する。
- 附則（平成 22 年 9 月 17 日 理事会議決） この変更内規は、平成 22 年 9 月 17 日から施行する。
- 附則（平成 23 年 11 月 18 日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成 23 年 11 月 18 日から施行する。
- 附則（平成 24 年 5 月 11 日 理事会議決） この変更規則は、平成 24 年 5 月 11 日から施行する
- 附則（平成 25 年 9 月 20 日 理事会議決） この変更規則は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。
- 附則（平成 28 年 5 月 13 日 理事会議決） この変更規則は、平成 28 年 5 月 13 日から施行する。
- 附則（2020 年 9 月 18 日 理事会議決） この変更規則は、2020 年 9 月 18 日から施行する。
- 附則（2021 年 9 月 17 日 理事会議決） この変更規則は、2021 年 9 月 17 日から施行する。
- 附則（2022 年 9 月 9 日 理事会議決） この変更規則は、2022 年 9 月 9 日から施行する。